

## 教えて あいおいくん!

もうすぐ18になる息子がいます。  
"18歳から大人"っていう法律になると、何が変わるの？



成年年齢が20歳から18歳で引き下がることで、  
親御さんの同意を得なくても、お子さん自身の意思で  
様々な契約ができるようになります。



### <親の同意なく契約できることの例>

・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードを作る ・アパートなど部屋を借りる

手元に多額の現金をもっていなくても、ローン契約を結んだり、クレジットカード払いができるようになること(利用残高に高率の手数料を課せるリボ払いに注意)で、消費者契約に関するトラブルにあう可能性が高まります。

### <司法書士に関連する法律行為の例>

不動産などの「売買契約」や「贈与契約」、相続が発生したときに行う「遺産分割協議」や「相続放棄」などが挙げられます。

遺産分割協議や相続放棄といった相続に関する法律行為について、正しい知識に基づき、判断を慎重に行わないと、重大な不利益を被る可能性もあります。

例えば、不動産や預貯金などのプラスの財産はもちろん、借金などのマイナスの財産も承継することが「相続」であるという知識が不十分なまま、亡くなった方の財産を相続してしまうと、本来は「相続放棄」したほうがよいような多額の借金(債務)も相続してしまうケースなどが考えられます。

### 自由が与えられると責任が伴う

様々な契約行為ができるなど自由度が高くなる一方、大人としての責任が伴い、これまでのような保護の対象ではなくなります。

民法上、未成年者による法律行為は親権者の同意がなければ取り消すことができますが、本年4月1日をもって18歳の人が行う法律行為は親権者の同意がないことを理由とする取り消しができなくなります。

最近では金融詐欺の手口も巧妙化していますし、不利益を被っても契約を取り消せないなど、これまでのように親権者が介入できず、取り返しのつかない状況に陥ってしまう若者が出てくるのが懸念されます。

### 消費者力をアップしよう

高校在学中に18歳を迎える場合もあり、親から経済的に自立していないまま成人と言われても実感がない人も多いかと思えますので、支え手であるまわりの大人の見守りやサポートが必要になってきます。

加えて、若者の契約やお金に関する正しい知識や判断力を向上させ、賢い消費者になるための教育も大切です。今年の4月から高校の家庭科の授業で「金融教育」が始まります。株式や債券、投資信託などの金融商品や資産形成について学ぶそうです。

社会とかかわりあいながら自立して生きていくために必要な消費者力を育ていけるように家庭の中でも話題として取り上げていきたいですね。